

長野県給与支給明細書広告掲載に関する公募型見積合わせ説明書

1 趣旨

県では、新たな財源確保を目的に、平成24年12月から給与支給明細書に広告の掲載を始めており、今回は、令和2年度上半期に、職員が閲覧する給与支給明細書に広告を掲載していただける企業など広告主1者を募集します。

2 広告掲載場所

(1) 長野県職員が使用している内部事務総合システム（イントラネット）内の給与支給明細画面及びPDF形式により作成した給与支給明細書に同じものが掲載されます。

（イメージ図参照） なお、9月分給与支給明細については、新システム移行に伴い給与支給明細画面のみの表示となります。

(2) 外部へのリンクはできませんが、QRコードを表示することはできます。

3 広告の種類・規格等

(1) 大きさは縦515ピクセル×横720ピクセル以内とし、掲載可能な電子ファイル容量は100キロバイト以下です。

(2) 掲載枠数は1枠としますが、複数に分割したうえで別々の広告を掲載することもできます。

(3) ファイル形式はJPEG又はGIFとし、動きのあるものは掲載できません。

(4) 広告の色はカラー表示可です。ただし、印刷時は白黒となりますので、地色は無色又は薄い色を使用してください。

4 掲載回数

例月給与 令和2年4月分から令和2年9月分（6回）

期末勤勉手当 令和2年6月分（1回）

5 掲載対象者

掲載対象者は、掲載期間に給与の支給を受ける長野県の知事部局、企業局、議会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、教育委員会事務局及び県立病院機構の職員並びに県立学校の教職員で、約14,000人です。

6 申込み受付期間

令和2年1月14日（火）から令和2年2月10日（月）までとします。

持参する場合の受付時間は、開庁日の午前9時から午後5時までです。

郵送の場合は、令和2年2月10日（月）午後5時到着分までとします。

7 申込みの方法

(1) 広告掲載申込書（見積書）（様式1）に必要事項を記入し、代表者印を押印の上、下記

書類を添付して申込み期間内に直接持参又は郵送してください。電話、電報、テレックス、ファックス及びインターネットによる受付は行いません。

なお、見積額は広告掲載7回分の総額を記入してください。

【広告掲載申込書（見積書）に添付する書類】

	添付書類	備考
①	法人登記簿謄本（発行後3か月以内のものに限る。見積書を提出する者が個人の場合は、住民票記載事項証明書）	現在事項全部証明書（法人格のない団体の場合は組織に関する規則など代替となるもの）
②	県税の納税証明書（未納の県税徴収金がない旨の証明。発行後3か月以内のものに限る。）	長野県内に事業所等を有しない場合等は添付不要。
③	誓約書（様式2）	
④	企業等の概要がわかるもの（パンフレット等）	

※「一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格」（昭和59年1月17日告示第60号）に基づく資格を取得している者は、①と②を省略できます。ただし、競争入札参加資格審査確認通知書（はがき）の提示をお願いします。

- (2) 広告掲載申込書（見積書）は、封筒に入れて密封の上、表面に調達件名及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号）を明記し、提出してください。
- (3) 受付された見積書の引き換え、変更及び取消しはできません。
- (4) 契約額の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額を持って決定価格としますので、見積書を提出する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もる金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
- (5) 見積書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に代表者印を押印してください。なお、金額の訂正はできません。
- (6) 次のいずれかに該当する見積書は無効とします。
 - (ア) 参加資格のない者が見積ったもの
 - (イ) 同一人が見積った2通以上の見積書全部
 - (ウ) 見積り参加者が協定して見積ったもの
 - (エ) 見積り金額のないもの
 - (オ) 見積り金額を訂正したもの
 - (カ) 記名、代表者印押印のないもの
 - (キ) 誤字、脱字等により意思表示が明確でないもの
 - (ク) 見積書の提出期限までに到達しなかったもの
 - (ケ) その他見積りに関する条件に違反したもの

8 申込みに関する留意事項

- (1) 広告原稿作成費用は、広告主の負担となります。
- (2) 広告の内容は毎回変更可能です。内容を変更する場合は、県にあらかじめ協議の上、給与支給日の20日前までに電子データを提出してください。

9 掲載できない広告

次に該当するものは、掲載できません。

- (1) 長野県給与支給明細書広告掲載要綱第7条各号に定める者の広告
- (2) 長野県給与支給明細書広告掲載要綱第8条各号に定める内容の広告

10 広告主の選定方法

- (1) 申込み者が長野県給与支給明細書広告掲載要綱に適合するかを審査します。適合しない場合はその者の見積りは採用しません。適合しない者には文書により通知します。
- (2) 受付期間終了後見積合わせを行い、見積額が別途定める予定価格以上で最も高い価格を持って申込みした者を広告主として決定します。
- (3) 申込み者が1者の場合でも、長野県給与支給明細書広告掲載要綱に適合し、かつ、申込み価格が予定価格以上である場合は、広告主として決定します。
- (4) 見積合わせをした場合において、予定価格以上の見積りがないときは、最高価格で見積った者から2回目の見積書を徴するものとします。
- (5) 2回目の見積書を徴取しても、なお予定価格以上の見積りがないときは、2回目の見積書を徴した者から3回目の見積書を徴するものとします。
- (6) 3回目の見積書の徴取を行い、予定価格以上の見積りがないときは「不落」とします。
- (7) 当初の見積合わせにおいて、見積書の提出が全くなかった場合は「不調」とします。
- (8) 当初の見積合わせにおいて、最高価格で見積もった者が複数いた場合は、別途日程を定め、くじ引きにより決定します。なお、代理人がくじ引きをする場合は、委任状(様式3)を提出してください。

また、くじを引かない者があるときは、見積書の徴取事務に関係のない職員が代わって引くものとします。

11 契約

広告主が決定した場合、県が規定する契約書により、県が指定する期日までに契約を締結していただきます。

12 決定の取消し

次の各号のいずれかに該当する場合は、決定を取り消します。

- (1) 決定された者が、指定期日までに正当な理由なく契約を締結しない場合
- (2) 決定された者が、長野県給与支給明細書広告掲載要綱第7条各号に定める者に該当することとなった場合

13 今後のスケジュール

- ・ 令和2年1月14日(火) 申込み開始、審査(申込みの都度)

- ・令和 2 年 2 月 10 日（月）午後 5 時 申込み締切り
- ・令和 2 年 2 月 12 日（水）以降 見積合わせ、契約手続き、打合せ
- ・令和 2 年 3 月 26 日（木） 広告原稿（第 1 回目）提出期限
- ・令和 2 年 4 月 16 日（木） 4 月分例月給与支給日（広告掲載）
- ・最初の掲載から 30 日以内 契約金額の納入

14 関係規定等

- ・長野県給与支給明細書広告掲載要綱
- ・長野県給与支給明細書広告掲載要領
- ・長野県給与支給明細書広告掲載仕様書

なお、上記要綱等に定めのない事項は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）及び財務規則（昭和 42 年長野県規則第 2 号）によります。

15 申込書提出先・問合せ先

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2

長野県総務部総務事務課 総務・支援係

電 話 026-235-7135（直通）

F A X 026-235-7082

Eメール somujimu@pref.nagano.lg.jp